

Title	古代中国の戦禍・剣難回避の呪法：『山海経』の研究
Sub Title	Ancient China's magic to avoid fire and sword : a folkloristic study of the "Shan-hai-Ching" (山海経)
Author	伊藤, 清司(Ito, Seiji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.329- 341
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	東洋史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0333

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代中国の戦禍・剣難回避の呪法

—『山海經』の研究—

伊藤清司

一

乳飲み児を抱える牝虎（乳虎）は、昔からも「とも危険なもの・恐しいものの譬」とそれでいて、⁽¹⁾晋の平公（532B.C.）が車馬を駆って外出中、野に問題の乳虎に遭遇したのである。ところが、猛り狂つて襲いかかってくるはずのその子持ちの虎が、なぜか平公の前に潛伏したまま、動こうとしなかつたのである。平公は帰つて側臣の師曠に今日の出来事を語り、こう問うたのである。

「吾、之レヲ聞ケリ。霸王ノ主出ヅレバ、則チ猛獸ハ伏シテ起タズト。今、寡人出デテ、乳虎ノ伏シテ動カザルヲ見タリ。此レ其レ猛獸カ？」

虎が猛獸かどうかなど、当の平公がもちろん識らないはずもない。じつは彼は、はからずも遇つた乳虎が己の前に畏伏するのを目撃して、霸者として天下に号令する機会がいよいよ到来したと、ひそかに自負したのであつた。そのことを師曠の口からはつきりと謂わせたかったのである。

ところが、平公のその「なぞ」に対し、師曠の答えはこうであつた。

「……駒ハ虎ヲ食ウ。ソレ、駒ノ状ハ駒馬ニ似タルアリ」

そして、平公は逆に師曠に

「今、君ノ出ヅルヤ、必ズ駿馬ヲ、驂ニシテ出略セルナランカ！」

と確められ、その事実を認めざるを得なかつた。そしておそらく、さきほどまでの空しい期待と自惚とを、ひそかに恥じ入つたのであろう。

『説苑』弁物篇に誌されたこの逸話は、主人公の名を替えて、齊の桓公（？～643B.C.）とその宰相管仲の故事として、すでに『管子』小問篇にも載つてゐるところを見ると⁽²⁾、これは史実ではなかつたかも知れないが、いずれにしろ、こうした逸話が人名を替え、書を替えて見られるところから推測すると、

「駿馬ハ虎豹ヨリ強シ」

という伝承が当時ひろく流布していたにちがいない。

ところで、問題の駿馬という動物について、『説文』や『爾雅』に字解が見られ、また『山海經』海外北經にも関連の記載があるが、それによると、駿馬は斑ら毛の、白馬に似た哺乳動物で、鋭い牙をもち、虎や豹をも喰い殺す猛獸であつたらしい⁽³⁾。ただし、その駿馬が具体的に現存のどの動物に比定できるのかは分りかねるが、諸書の属性描写などから推測する限りでは、一見して馬の相貌を呈していると考えられていたらしい。それ故に、宋の平公や齊の桓公の駿馬を、子持ち虎がとつさに駿馬と誤認して、懼れてその場に潛伏したという故事物語が生れたものと思われる。

二

猛獸の虎豹をも喰い殺すといわれるその駿馬は、かつて甘肅省の泰・階二州の間にある中曲山⁽⁴⁾の山中に棲息しているという伝承があつた。『山海經』につぎのように誌されているのである。

西三百里ヲ中曲ノ山ト曰ウ……獸有リ 其ノ状ハ馬ノ如クニシテ白キ身 黒キ尾 一角 虎ノ爪アリ 其ノ名ハ駿ト曰

ウ 是レ虎豹ヲ食ウ 以テ兵ヲ禦グベシ

西山經次四

この中曲山の駒は『管子』・『説苑』などに記載されている逸話上の駒と同類の畏獸と見て、おそらく誤りがないだらう。その属性描写の一部に出入があるのであるものの、その称呼ばかりが、様貌もほぼ一致し、とくに虎や豹を負かすというその躉猛さについての風評は、まったく同様であるからである。⁽⁵⁾

以上のような比定が認められるとすると、中曲山中に棲むというその駒が「兵ヲ禦グ」ことができるという伝承と、晋の平公ないし齊の桓公の故事、つまり、猛獸の潛伏するさまを見て、霸王の出現の瑞兆とする物語とは、一見、その意味・内容を異にしているように見えるが、じつはどうちらも同一の信仰の延長上に生れた伝承であったことが考えられてくる。

駒は子持ちの虎すら畏服させるという風評は、いかなる干戈をも制禦することができるという俗信と通じるものであつた。そしてそれは兵乱を鎮定し、武威をもつて戦乱の世を治める霸者になぞらえられ、ついには、

粹而王、駒而霸。〔荀子〕王霸篇)

つまり、純白な天馬の出現をもつて聖天子の出現の瑞兆であるのに対し、無敵の、斑ら毛の白馬をもつて霸王登場のきざしであるという瑞應思想に発展していったものと考えられる。平公や桓公の乳虎の故事は、おろらく、こうした信仰・思想と共に通の基盤の上に作り出されたもので、さもなければ、「駒而霸」という思想を生み出す一つの契機となつた伝承であつたものと思われる。

ところで、別の機会にも触れたように、『山海經』は兵の語をもつて、兵戦・争乱の意味を表わしている。たとえば、
鳥鼠同穴ノ山……渭水ハ焉ヨリ出デテ東流シテ河ニ注グ 其ノ中ニ鱣魚多シ……動ケバ則チ其ノ邑ニ大兵有リ

西山經次四

熊山 穴有リ……夏啓キ冬閉ヅ 是ノ穴ヤ冬啓ケバスナワチ必ズ兵有リ

古代中国の戰禍・劍難回避の呪法

歴石ノ山……獸有リ……名ハ梁渠ト曰ウ 見ワレレバ則チ其ノ国ニ大兵有リ

中山經次十一

という記述の中の兵・大兵は、いずれも兵乱・戦争の意味である。『山海經』には、各地の山川の中にさまざまな異形の兵革の神々がおり、それらの示現をもって、兵火勃発の予兆とする俗信が数多く記録されている。それは頻発する戦火によって、人びとがいかに苦悩し難渢していかを反映しているのであろう。そしてそのような争乱の続く時勢の中で、戦禍を回避し、安寧をはかりたいという願望が「駁……兵ヲ禦グベシ」というような呪的信仰とその伝承を生んだものかも知れない。

三

しかし、兵の語は兵火・戦乱のほかに、武器刀剣のたぐいをも意味する。したがつて、さきの「兵ヲ禦グ」という表現は、別に敵の兵刃を回避するという意味に理解することも可能なのである。郭璞は『山海經』の駁についての経文に、之レヲ養エバ兵刃ヲ辟ケルナリ。

と注解をしているのは、兵の語を後者の意味に了解したからであろう。そしてあるいは、『山海經』の上掲の駁は兵を避けることができるという伝承の意味は、元来は郭注のいうような意味であつたかも知れないのである。

郭璞の解釈の妥当性はつぎの二つの側面から肯定される。一つは、後述するように、彼の活躍時に、兵刃を回避する呪術や癪傷を治療する薬物がひろく行われていたこと、もう一つは、『山海經』そのものの中にも、避刃呪法の源流と想われるような習俗のあつたことが記録されているのである。たとえば、

大蜚ノ山……其ノ状ハ（葉ハ）榆ノ如ク 方茎ニシテ蒼キ傷アリ 其ノ名ハ牛傷ト曰ウ 其ノ根ニ蒼キ文アリ 服スレ
バ厥セズ モツテ兵ヲ禦グベシ

と、いう大蜚山の牛傷という植物を、すでに述べたように、かつて人びとが身体の一部に佩用して逆寒の病い除けの呪いと

中山經次七

したが、同時にまた、その牛傷は兵刃の禍いを回避しうる呪物ともされていたのである。因みに、この牛傷は牛棘とも呼んだらしく（『爾雅』釈木、および郭璞の注）、『方言』によれば、『山海經』は刺^シのことを傷と謂うといつてゐるから、多分、大蜚山中の牛傷は刺のある棘木の一種と思われる。おそらく、その尖の鋭い刺が兵刃を避ける呪いとされたのである。その使用はいわゆる対抗呪法の類であったと考えられる。

ただし、郝懿行はこの牛傷は刃物による創傷に特効があつたのであるうとして、『神農本草經』に、続断草が金瘡に主效があるという例を比較に挙げてゐる。つまり、牛傷を貼布薬ないしは薬餌の原料として、刀傷の治療に使用したという意味に理解してゐるらしい。郝のこの解釈は、おそらく、後世の本草家の知識によつた結果の誤解と思われる。服の文字はいうまでもなく、後の時代には、内服・頓服などの用語に見られるように、薬餌として服飲する意味に専ら用いられるが、『山海經』では文字どおり、身体の一部に帶びること、身につけるという佩服を意味している。事例はすでにしばしば指摘してきたので、ここでは再説を避けるが、郝の注釈はこの点の認識に不十分なものがあつた。

刺のある植物を呪物として使用する習俗は『山海經』の別の篇や他の文献にも見られる。

講山……木有リ　名ヅケテ帝屋ト曰ウ　葉ノ状ハ椒ノ如ク　反傷ニシテ赤キ実アリ　モツテ凶ヲ禦グベシ

中山經次七

この帝屋という名はなにやら意味あり氣な名称であるが、その学名、植物学的比定等は未詳である。ただし、郝懿行は椒の一種とし、汪紱は茱萸、和名カワハジカミの類と見ており⁽⁹⁾、もちろん、架空の植物ではない。この帝屋には、反傷つまり下向きに曲った鋭い刺があり、それによって、邪氣・悪鬼などを撃退する習俗があつたことを『山海經』は物語つてゐる。時代は降るが、宋の蘇頌の『圖經本草』は、浙江や福建地方で、黨哥という木を同じような呪的目的に用いていたことをつぎのように記している。

黨哥ハ閩中・江東ニ出ヅ。其ノ木ハ橈ニ似テ莖間ニ刺子有リ。辛辣タルコト椒ノ如シ。遊蠱・飛尸ヲ主⁽¹⁰⁾ドル。

黨哥（櫻子）の辛い味は、自在に飛遊して人に害毒を加える疫鬼を撃退し、その鋭い刺をもつ莖は、それらの襲来を防禦する呪力をもつとされたのである。

このような呪法はわが国の柊の葉などにも見られる。縁に銳利な刺のあるこの柊の葉などを、門口などに吊して、侵入する惡靈や疫氣を防ぐ習俗は各地で見られた。⁽¹¹⁾

四

大蜚山から東へ約百二十里の少室山。そこから源を発する休水という川の中に棲む鯿魚もまた、剣難除けの呪物とされていた。

少室ノ山……休水ハ焉ヨリ出デテ北流シテ洛ニ注グ 其ノ中ニ鯿魚多シ 状ハ蟻⁽¹²⁾蝶ノ如クニシテ長キ距アリ 足ハ白ク
シテ対ス……モツテ兵ヲ禦⁽¹³⁾グベシ

中山經次七

鯿魚については二説がある。一つは鮎、つまりナマズ説（『説文』など）、他はサンショウウオ説（『玉篇』など）である。ただし、ここで比較として出されている蟻蝶がいかなる動物かは詳かでない⁽¹⁴⁾ので、ナマズ・サンショウウオのどちらとも決めかねるが、「長キ距 足ハ白クシテ対ス」（郭注は未詳とする）という属性から推測すると、この鯿魚には足があるらしく、ナマズよりもむしろサンショウウオのたぐいと見る方がよいかもしない。しかし、王経は鯿魚の属性描写に引用されている蟻蝶について、一説に青黒い蛙を指すという解釈を施していることは注目される。この点については後でとりあげたい。

このように鯿魚の実体が定かでないので、これが「兵ヲ禦⁽¹⁴⁾グ」といわれる事由も想像の域を出ないが、とにかく、休水の鯿魚は兵刃を回避する呪物とされたか、あるいは金瘡を治療する薬物の材料として重用されていたものと考えられる。

ところで、神仙術・方術が盛行する六朝期の前後になると、「避兵呪法」に関する記述が関係諸書に散見する。葛洪の

『抱朴子』雜應篇によれば、呉の孫權が介先生から授かた兵刃を避ける秘訣に、日月北斗の呪文を朱書した護符を身につけると、敵の白刃を怖れなくなるという呪法があり、これを実行して、軍の先鋒となつて敵陣に突入した者で身に傷を負つた者が誰一人としてなかつたという。他方、月蝕のとき、その喉もとに生年月日時を示す八つの文字のある三（三千）歳を経た古蟾蜍の血で、佩用する刀剣に呪文を書くと、同じような効果が期待できるともいい、これらを「五兵ヲ避ケル道」⁽¹⁵⁾と呼んでいる。

このような呪術のほかに、蟾蜍そのものを身に帯びる剣難除けの呪法も行われていた。晋の陸璣の『要覽』（『説郛』卷五十九に引く）には、領の下に肉芝のある歳古した蟾蜍を捕えて陰乾しにし、それを佩用すると、剣難から逃れることができると、『抱朴子』にもつぎのような、これと似た呪法が誌されている。

五月五日ノ日中ヲモツテ之レヲ取り、陰乾シスルコト百日……其ノ左手ヲ身ニ帶ビレバ五兵ヲ辟ク。若シ敵人、己ヲ射バ、弓弩ノ矢ハ皆反ツテ還リ自カラニ向クナリ。⁽¹⁶⁾

そして南朝の宗懔の『荆楚歲時記』に

五月五日、俗ニ此ノ日ヲモツテ蟾蜍ヲ取りテ兵ヲ避ク。⁽¹⁷⁾

といわれるその避兵の習俗も、おそらく、『抱朴子』などのいつているような蟾蜍を佩用する呪法であつて、当時、それは華中・江南地方の民間に普及していたものと想像される。

五月に蟾蜍を捕える習俗は漢代に遡る。後漢の崔寔の『四民月令』の五月五日の条に、

蟾蜍ヲ取りテ惡シキ疽瘡ヲ治スベシ。⁽¹⁸⁾

とあり、さらに遡つて、前漢の『淮南子』にも同じような呪法が行われていたことが、つぎのように書きとめられている。

鼓造ハ兵ヲ辟クト雖モ、寿ハ五月ノ望ニ尽ク。（説林訓）

鼓造は剣難を回避し、刀傷を治癒して生命を保守してくれる靈能の持ち主であるが、人びとが五月に争つてその鼓造を捕

えるため、月の中半頃には、みな取り尽され、殺されてしまったというのである。

ところで、その鼓造とはフクロウ（梟）を指すという一説もあるが、やはり、蟾蜍・蝦蟇のことであろう。同一の記事は『文子』にも掲載されており、そこでは鼓造を蟾蜍と明示されている。

以上のように、蟾蜍はいろいろな呪法によって、剣難除けや金瘡の治療として重宝がられていたらしいが、因みにいえば、わが国の巷間で、「筑波山中のシロクの墓」として人口に膾炙している金瘡の特効薬「墓の油」も、蟾蜍を癪藥とする中国古来の薬法に通じるものかも知れない。そしてこの「シロクの墓」に関して注目されるのは、それがとくに「筑波山中」のそれと限定されている点である。各地にあまた産するもののうち、特定の地点を限って、そこに棲息し、またはそこから産出するものをもつて、特効があるという考え方は往々にして『山海經』の薬物記事に認められる点である。少室山に水源をもつ休水の中に棲む鯰魚が、その根拠を識る術はすでにならないが、各地にあまた棲息する鯰魚の中でも、ことさらに避兵に効果が大きいものとして珍重されたのである。そしてその鯰魚とは、あるいはナマズやサンショウウオなどではなく、蟾蜍の類ではなかつたかと考えられる。上述したように、王紂は鯰魚の説明に比較として挙げている蟄鯢について、蟄は青黒い色彩を指し、他方、鯢は一説に蛙のことを意味するといつて(19)いる。蟄鯢の水中に棲息するという習性と、その脚部に関する描写から推測すると、蛙の類と見ることも、あながち不可能ではない。蛙の鋭く長い四本のゆびと内側に向いた、蹴爪を思わせる退化したもう一本のゆび、そして青黒い体色とは対称的な水搔きを伴う白い大きな足は、ある種の蛙・蟾蜍の属性描写として必ずしもおかしくはないのである。もつとも、ここで鯰魚を蛙の類と認められなければ、休水の鯰魚に関する避兵呪術の存在が否定されるわけのものでもないので、鯰魚＝蛙説に拘泥するつもりはないが、漢代以降に盛行した蟾蜍を採つて剣難除けのお呪いとする習俗が、河南西部の登封の休水流域でも古くから行われていた可能性はある。

漢・六朝期に、蟾蜍のほか、五色の糸を臂にかけて鬼や兵を避けたり、(『風俗通義』・『荆楚歲時記』)あるいは、晋の周處の『風土記』佚文に、

宜シク斎戒沐浴スベシ。鷄鳴ノ時ニ沐浴スレバ、人ヲシテ兵ヲ辟ケシム。⁽²⁰⁾

とあるように、沐浴という方法による劍難除けの呪法などもあつたらしい。『山海經』にも前掲の甘肅の駒・河南西部の牛傷・鯰魚のほか、同じ河南の新安西北と推定される驥山の山麓地方では、飛魚が、そして地名比定は未詳であるが、號山地方では、寓という動物が、それぞれ避兵の呪物として重んじられていたことが記録されている。

驥山……正回ノ水ハ焉ヨリ出デテ北流シテ河ニ注グ 其ノ中ニ飛魚多シ 其ノ状ハ豚ノ如クニシテ赤キ文 之レヲ服ス
レバ雷ヲ畏レズ モツテ兵ヲ禦グベシ

中山經次三

號山……其ノ鳥ハ寓多シ 状ハ鼠ノ如クニシテシカモ鳥ノ翼アリ 其ノ音ハ羊ノ如シ モツテ兵ヲ禦グベシ

北山經次一

前者の驥山の正回の川に棲む飛魚については比定困難、いわゆるトビウオ *Cypselus agoo* T. et. s. ではない。⁽²¹⁾ 後者の號山の寓は鷄のことで、郝懿行が蝙蝠のことであるとしているのは、⁽²²⁾ 鼠状で鳥の翼ありというその属性から推測しても、大過のない見解といえよう。ただし、飛魚と同様、その號山の蝙蝠も、辟兵の呪物として、具体的にどのように使用したか委細は目下不明である。

五

葛洪の『神仙伝』卷二に、馬鳴生が賊に襲われ、重傷を負つて瀕死のところを、一神人に救われ、それが縁でその従者になつたことが誌されている。そしてその後、馬はまず刀傷の治療法をその神人から授けられ、のちには長生の術を学んで、五百余歳を生きて、白日昇天したと述べている。また、同書卷九の尹軌の項には、漆塗りの竹筒に納められた丸薬を

服飲することによって、兵乱と疾病とを回避することができるとか、同卷十の皇化の項には、もろもろの剣難や虎狼の害からのがれる方術が誌されている。この類の記載は、既述のように、『抱朴子』・『皇覽』のほか、『真仙通鑑』卷五・『仙苑編珠』上巻、あるいは『三洞羣仙錄』卷十七などにもしばしば認められ、戦禍・剣難回避の呪法や癪傷治療法が当時の神仙家・方士らの大きな関心の対象であり、それらは方術の中の重要なレパートリーの一つであつたことが識られる。

ところで、『山海經』に記載された「兵ヲ辟ク」・「兵ヲ禦グ」などの呪法は、後世のこのような剣難除けの呪術や癪傷治療法に繋がり、したがって、その前身的存在であつたものと想像される。そしてこのような側面にも、『山海經』のもつ性格を窺知することができるのである。つまり、しばしば強調してきたように、『山海經』は巫祝のたぐいの職能者の関与した実用の書であつたと想われる。⁽²⁴⁾ 古代において、この種の職能者たちは、山川の鬼神を祭祀して豊穰を祈り、疫疾・水旱の災禍の払除を乞うたばかりではなく、いわゆる巫医として、呪的薬物の知見をもって、医療の領域でも活躍していた。それとともに、巫祝らは、兵乱の勃発を予見し、時には戦争に関与して、その勝敗の帰趨に重要な役割を演じていたのであり、『山海經』はこれらに関連する記載に満ちている。⁽²⁵⁾

おそらく、戦禍の回避や干戈によつて蒙つた癪傷の手当もまた、巫祝らの管掌であつたのであろうかと思われる。そして、上述してきた一連の「兵ヲ辟ク」・「兵ヲ禦グ」関係の記事は『山海經』のもつ巫祝らのテキストとしての性格を示唆し、この書に関するかねての私見を補足してくれるものと考える。

註

(1) 盜跖大怒、両展其足、案劍瞋目、声如乳虎。〔『莊子』盜跖〕

君子之居民上……若蹠薄水、蛟在其下、若入林而遇乳虎。〔『淮南子』説林訓〕

(2) 桓公乘馬、虎望見之而伏。桓公問管仲曰、今者寡人乘馬、

と謂い、『説文』にも、

虎望見寡人而不敢行、其故何也。管仲對曰、意者君乘駒馬而淹桓、迎日而馳乎。公曰、然。管仲對曰、此駒象也。駒食虎豺、故虎疑焉。〔『管子』小問〕

(3) 『爾雅』积畜に、

駒如馬、倨牙、食虎豺。

駿獸如馬、倨牙、食虎豺。

また『山海經』海外北經にも、

北海内……有獸焉。其名曰駿。狀如白馬、倨牙、食虎豺。

とある。

なお、『逸周書』王会篇に、西戎のひとつ、義渠國が中国の

天子に奉獻したと誌してある茲白という畏獸も駿と同類らしい。(北方義渠以茲白。茲白者如白馬、鋸牙、食虎豺。) 郭璞は

「周書曰」として、海外北經にこの文を引用し、「按此二章(つまり逸周書と海外北經の文章)与爾雅同」と謂っている。郝懿

行もこの見解に従っている。(『爾雅義疏』祭祀) 因みに『説文通訓定聲』は「駿、假借為駿」と謂い、駿を駿と同一視している。

(4) 畢沅『山海經新校正』

(5) 「一角 虎爪」の属性については『爾雅』はまったく触れていない。なお、『逸周書集解校釈』は『山海經』西山經中曲山の条の経文を引用して、

「……如馬而黑身 三尾 一角 虎牙爪 音如鼓 名曰駿」

と記しているが、黒身三尾の部分は朱石曾の誤引か、あるいは依拠したテキストの異文かは定かではない。いずれにしても、

この種の伝承の筆録過程に往々にして見られる増幅のあとか?

(6) 伊藤清司「山川の神々(一)『山海經』の研究」(『史学』四十二卷二号 昭和四十四年十一月)の第五節 兵革の神の項

(7) 伊藤清司「古代中国の民間医療(一)『山海經』の研究」(『史学』四十二卷四号 昭和四十五年三月)の第一節 植物的

古代中國の戰禍・劍難回避の呪法

呪薬のうち、逆寒疾の呪薬の項

(8) 伊藤清司「古代中国の民間医療(二)『山海經』の研究」

(『史学』四十三卷三号 三三頁) その他

(9) 郝懿行『山海經箋疏』

王紂『山海經存』

(10) 郝懿行『山海經箋疏』中山經 讲山の条に引いた文によ

る。『重修政和類証本草』卷十四には、黨哥は黨子として、左

の文を載せる。

辛辣如椒、主遊蟲飛尸、著喉口者刺破、以子揩之、令血出當下涎沫……

櫟子(黨哥)は茱萸の類(『玉篇』)で、榦・艾子・越椒などの異名をもつ木の名。いわゆるオオダラのこと。

なお、『政和類証本草』は櫟子の刺針のことには言及していない。これは呪的要素を払拭し、科学性を帯びて行った中国本草学の傾向の一端を示すものか?

(11) 関敬吾「治病の祈禱その他」(『山村生活の研究』) 昭和十一年

(12) 『説文』に「鰐當為鰐」とし、「鰐、大鮀也」とある。郭璞の注も「今呼鮀為鰐」といつている。

『玉篇』に「鰐、魚四足、音如嬰兒」とある。なお、北山經次二の龍侯山の条に

「其中多人魚 其状如鰐魚 四足 其音如嬰兒」

とあり、その人魚は山椒魚の類らしい。

(13) 『山海經箋疏』は鰐は犴のことと見る。つまり、犴は鰐の

譏字であるとし、他方、『広雅』に「狹、雉」とあり、しかも鹽は狹と音が近いとしている。狹も雉(雉)もサルの一種である。

これに対し、『山海經存』は雉は一説に蛙のこと、鹽は青黒い色のことであると謂う。川の中に棲むという性質から判断すると、鹽蛙をサルと考えるより、蛙の類とする方が妥当であろう。

(14) 『太平御覽』卷三十九に引かれた經文では、この部分は

其食者無蟲病 可以禦惡 服之不怒

となつていて。惡の字は誤譏か。

(15) 或問辟兵之道。抱朴子曰吾聞、吳大皇帝曾從介先生受要道云、朱書北斗字及日月字、便不畏白刃。帝以試左右數十人、常為先鋒陷陣皆終身不傷也。……或以月蝕時刻三刻本有千字歲蟾蜍喉下有八字者、血以書所持之刀劍……

(16) 肉芝者謂萬歲蟾蜍。頭上有角、領下有八字再重、以五月五日日中時取之、陰乾百日……帶其左手於身辟五兵。若敵人射己者、弓弩矢皆反還自向也。(『太平御覽』卷九四九虫豸部六蟾蜍の項)

(17) 類説本による。(守屋美都雄『校注荆楚歲時記』 帝國書院 昭和二十五年 一二三頁参照)

(18) 『太平御覽』卷九四九 虫豸部六に「崔寔四民月令曰」として引く文。輯本は「是(五)月五日……取蟾諸可合創藥」(守屋美都雄『中國古歲時記の研究』帝国書院 昭和三十八年 二八一頁)

(19) 鹽蛙未詳。或曰、鹽音戾。青黑色也。蛙蛙也。此魚如青綠色之蛙而長距也。對義亦未詳。(『山海經存』卷五)

(20) 守屋美都雄『中國古歲時記の研究』三一五頁を参照のこと

(21) 中山經次一の牛首山の条の

勞水出焉 是多飛魚 其狀如鮒魚

の飛魚とは同名異物ではあり、また西山經次三の泰器山の条の

觀水出焉……是多文鱠魚 狀如鯉魚 魚身而鳥翼 蒼文而白

首赤喙 常……以夜飛

といわれる空中を飛行する文鱠魚とも別の存在である。

(22) 寓は『爾雅』釀獸にいう寓属、いわゆる獮猴の類ではなく、『集韻』の「鷗、鳥名、狀如鼠」のそれである。また『廣韻』・『玉篇』にいう「似禿鷗」という鷗とも別物であるらしい。

ただし、『玉篇』は「鷗見則兵起」といい、『山海經』は寓は「以可禦兵」という。一方は戦火の勃発、他はその回避ないし終息のことをいつて、両者間に齟齬があるが、ともに戦乱に関連性をもつていて。

(23) 郝懿行『山海經箋疏』は『爾雅』釀獸を引き、「寓鳥、蓋蝙蝠之類。唯蝙蝠肉翅為異……」

(24) 伊藤清司「山川の神々」のむすび(『史學』第四十二卷二号 五六・七六頁)を参照。

(25) 伊藤清司「山川の神々」・「『山海經』の研究」(『史學』第四十一卷四号・第四十二卷一・二号 昭和十四年三・八・十一月)

伊藤清司「古代中國の民間医療」・「『山海經』の研究」(『史學』第四十二卷四号 第四十三卷三・四号) 昭和四十五年三・十二月 四十六年五月

伊藤清司「中国古代の妊娠祈願に関する呪的薬物——『山海經』の民俗学的研究——」(『中国学誌』第七本 民俗專号 昭和四十八年四月)

伊藤清司「なつめとオタマジャクシ——『山海經』の研究断片——」(『中國大陸古文化研究』第七集 昭和五十年七月)

伊藤清司「穢羊と箴石——『山海經』の研究——」(『三上次男博士頌寿記念 東洋史・考古学論集』同編集委員会 昭和五十四年三月)

伊藤清司「巫祝と戦争——『山海經』の研究——」(『池田末利博士古稀記念会論文集』昭和五十五年九月)